

その他資料 1

「令和4年度生駒市一般会計補正予算(第2回)に係る専決処分 の申入れについて」の説明資料

1 専決処分の理由

国は新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して児童1人につき5万円の生活支援特別給付金を支給することとした。給付に当たっては、支払い金額を確定させるため、児童扶養手当システムの改修や対象者の抽出等を行わなければならないが、特に児童扶養手当受給者へは、6月中に支給するよう求められているため専決処分をするもの。

2 事業の概要

	(1)低所得のひとり親世帯	(2)その他低所得の子育て世帯
対象児童数	988人	1,124人
給付事業費	49,400,000円	56,200,000円
給付事務費	3,686,000円 (委託料3,520,000円) 消耗品等166,000円)	3,602,000円 (委託料1,100,000円) 報酬・消耗品等2,502,000円)
事業費計	53,086,000円	59,802,000円
補助金	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 補助率:10/10(国)	

3 事業の内容

(1) 低所得のひとり親世帯対象者

- ① 令和4年4月分児童扶養手当受給者
- ② 公的年金等受給により令和4年4月分児童扶養手当の支給が全額停止されている者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている者

	申請	支給予定	対象児童数
①	不要	6月下旬	812人
②	必要	申請日による	88人
③	必要	申請日による	88人

(2) その他低所得の子育て世帯対象者

- ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者
で、令和4年度住民税均等割非課税者
- ② ①のほか、18歳未満までの子(障がい者は20歳未満)の養育者で、以下の
いずれかに該当する者
 - ・令和4年度住民税均等割が非課税
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、令和4年度住民税均等
割が非課税である者と同様の事情があると認められる者(家計急変者)

	申請	支給予定	対象児童数
①	不要	7月中旬	950人
②	必要	申請日による	174人